

社会福祉法人福寿会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～ 令和8年 3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：全職員の年次有給休暇の取得率を80%以上とする。

<対策>

- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年 5月～ 部署ごとの年次有給休暇の取得率を主任会議等で公表し法人全体で共有する。
- 令和3年 6月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得率の低い職員に対して面談を実施する。

社会福祉法人福寿会行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日までの5年間
2. 目標と取組内容・実施期間

目標1：管理職（課長以上）に占める女性労働者の割合を30%以上にする

<取組内容>

- 令和3年 4月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和3年 10月～ 女性管理職候補に対するヒアリングの実施及びロールモデルとして職員に紹介
- 令和4年 4月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
- 令和5年 4月～ 管理職候補となる男女職員に対して管理職育成研修を実施する。